

(未定稿版)

『地域運営組織』設立及び 『地域まちづくり計画』策定の手引き

『 支え合い 助け合う 地域コミュニティづくり 』

～ 地域のことは地域で決める 地域で取り組む ～

新 居 浜 市

令和5年8月

目次

1	はじめに	4
I 「地域運営組織設立」編		
2	地域運営組織とは	5
	(1) 地域主体のまちづくり	
	(2) 地域運営組織とは	
	(3) 地域運営組織のイメージ	
3	地域運営組織設立準備会の立ち上げ	7
	(1) 地域の機運づくり・意識の醸成	
	(2) 勉強会、研修会の開催	
	(3) 地域関係団体の参画	
	(4) 設立準備会の設置	
	(5) 設立準備会における検討	
	(6) 地域運営組織の設立準備にあたって	
4	地域運営組織の設立	16
	(1) 地域運営組織の設立総会	
	(2) 地域への説明、PR	
	(3) 認定申請及び認定決定	
	(4) 交付金交付申請	
	(5) 実績報告	
II 「地域まちづくり計画策定」編		
5	地域まちづくり計画とは	19
	(1) 地域まちづくり計画とは？	
	(2) 計画を立てることで期待できることは？	
6	地域まちづくり計画に記載される内容	20
	(1) 地域づくりの基本目標	
	(2) 計画の期間	
	(3) 地域の姿	

(4) 地域の組織・団体	
(5) 地域の課題	
(6) 分野別の目標	
(7) 分野別の施策と具体的事業	
(8) 実施時期	
(9) 実施主体	
7 地域まちづくり計画策定の進め方	・・・・・・・・・・ 23
(1) 第1段階「地域の姿を知り、目標を決めましょう」	
(2) 第2段階「施策方策や解決策を話し合い、まとめましょう」	
(3) 第3段階「計画に基づいて取り組み、次につなげましょう」	
8 参加や活動のワンポイント	・・・・・・・・・・ 29
(1) 住民アンケート	
(2) ワークショップ	
(3) まち歩き	
9 よくある質問	・・・・・・・・・・ 33
Ⅲ 参考資料	
1 〇〇校区地域運営組織設立準備会規約（例）	・・・・・・・・・・ 39
2 〇〇校区地域運営協議会規約（例）	

1 はじめに

本市では、1つの小学校区（旧小校区を含む。）に、1つの公民館、1つの校区連合自治会が存在してきたことから、校区コミュニティの結束が強く、古くから校区連合自治会や公民館、地域の団体が連携して地域のまちづくりや課題解決の事業に取り組み、地域への愛着や誇り、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識の醸成が進んできました。

少子高齢化の著しい進展とともに地域を取り巻く環境は変化し、価値観の多様化や個の主張やニーズが尊重されるようになり、地域の課題は一気に多種多様化している現状です。

防犯、防災、地域福祉、子育て支援など様々な分野における課題解決のためには、地域の各種団体同士の強いネットワークを構築するとともに、地域のまちづくりを総合的、包括的に進める仕組みづくりを目指し、持続可能な暮らしを実現するため、地域内の様々な団体が連携・協力して、地域を良く知る住民が中心となって、地域課題の解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本手引きは、おおむね小学校区単位による地域自治の新しい仕組みづくりに向けて、他自治体における先進地事例や令和3年度及び令和4年度に実施した協議会型地域運営組織モデル事業（宮西校区及び中萩校区）を踏まえ、地域運営組織の設立手順やまちづくり計画策定手順について解説していますので、地域の実情に応じたまちづくりを進める中で、ご活用いただければ幸いです。

I 「地域運営組織設立」編

2 地域運営組織とは

(1) 地域主体のまちづくり

各地域では、学校や公民館など行政機関のほか、自治会や体育振興会などの地域の各種団体が活発に活動しています。近年では、様々なニーズに対応するため、NPO 法人として活動する団体もあり、法人格を取得し、公益的な活動を行う団体も多数存在しています。また、社会貢献活動が注目される企業や事業所も各地域に存在しています。地域住民や地域で活動する各種団体、事業所等がとも連携しながら、住民自らが「まち」の課題や問題を認識し考え、自主的・自律的な活動を継続していくことが「地域主体のまちづくり」です。

(2) 地域運営組織とは

地域課題の解決と効率的で住民満足度の高いまちづくりのために、行政とともに地域で活動するすべての住民、各種団体、事業所等の皆さんが連携・協力して住みよい地域を目指し活動していく組織が「地域運営組織」です。

また、総務省ホームページにおいては、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織が「地域運営組織」とされており、地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがあります。

各地域では自治会などを中心に多数の地域団体が「安全で安心な住みよいまち」を目指して、それぞれに活動しています。地域の特性も生かしつつ、地域の課題を解決するためには、地域の特性を良く知り、地域に対して愛着を持っている地域住民の皆さんが、自分たちの理想とする地域像を自分たちで考えていくことが大切です。そのことにより、地域課題の解決につながり、効率的で満足度の高いまちづくりにつながると考えます。

(3) 地域運営組織のイメージ

「自分たちのまちは自分たちの手で」という考え方のもとに、地域の様々な主体が連携・協力することで、地域を活性化する様々な可能性を生み出すことができます。本市で取り組む地域運営組織と活動拠点のイメージは次のとおりです。

3 地域運営組織設立準備会の立ち上げ

地域運営組織を設立するには、公民館をまちづくり、生涯学習の活動拠点とし、公民館運営審議会や連合自治会など地域の母体となる団体と行政が相互に連携し、協議しながら、地域にあったスケジュールを組んで一歩ずつ進めていくことが重要です。

(1) 地域の機運づくり・意識の醸成

新しい地域運営組織の取り組みは、概ね小学校区と同等と認められる区域(旧小学校区を含む。)での活動を想定しています。

地域運営組織の設立や活動を開始するに当たり、地域の皆さんのまちづくりの思いを高め、地域全体の機運づくりが大切な要素となります。「組織設立目的の共有」「機運づくり」「意識の醸成」と表現することは簡単ですが、現実的にはなかなか進みません。

地域の「いま」を共有し、地域の「これから」を考えていくことは非常に重要なことであり、将来の地域の姿について、地域で話し合った上で、改めての「知る」「気づき」が必要です。

「現状を踏まえた10年先、20年先の地域の姿はどうなっているのか・・・」

「子どもたちが大人になって、この地域は大丈夫だろうか・・・」

「自治会員の数も減ってきているが、このままの状態環境、防犯、防災対策は大丈夫だろうか・・・」など

(2) 勉強会、研修会の開催

公民館運営審議会、連合自治会、体育振興会、支部社協、学校運営協議会などの各種団体や地域に関わる方たちが集まり勉強会等を開催し、概要説明会や質疑応答を通して、地域運営組織を設立する背景やその必要性について、地域の方々に十分理解していただき、地域運営組織設立の理解を深めることが重要です。大学教授等の有識者を招き、研修会を実施することも地域の方の理解を深める一つの手法です。

～地域運営組織はなぜ必要なのか？～

- ・高齢化が進むこと等による「自助」の限界
- ・地域の暮らしを支える「公助」機能の低下
- ・行政主体の「公助」から協働による「公助」へ
- ・「自助」を支える新たな「共助」の担い手であり、協働による「公助」のパートナーとし「隙間」を埋める組織

(3) 地域関係団体の参画

設立準備会の立ち上げに当たっては、地域内の単位自治会をはじめ、地域の主要な団体の賛同を得ることが必要です。主要団体の代表者の方々に集まっていたり、勉強会等を通して、準備会設立の機運を高めていきます。

(4) 設立準備会の設置

地域運営組織の設立に当たっては、地域の今後のまちづくり計画の策定をはじめ、組織構成、規約、役員、事業計画、収支予算など多くの事項を検討していく必要があります。これらの事項を検討することが地域運営組織設立準備会（以下、「設立準備会」という。）の役割になります。

設立準備会の設置に当たっては、行政とも随時協議しながら進めていくことになりませんが、準備会の設置までの流れは次のとおりになります。

①中心となる地域団体

設立準備会のメンバーは、地域の各種関係団体の代表者や経験者など住民の幅広い層の方が参画していただくことが理想ですが、まずは、公民館運営審議会や校区連合自治会など、地域の様々な関係者等が活動している既存団体を母体とすることがスムーズな組織設立の流れになると思われます。

また、設立準備会における主な役職（会長、副会長、事務局）や事務所の位置や準備会規約等も決めておく必要があります。

②組織のイメージづくり

設立準備会のメンバーが決まれば、次に、準備会をどのような組織としてスタートするか協議していきます。公民館と連携しながら市内2校区での先行事例を参考に組織イメージを作っていきます。準備会の段階から、部会制によるグループワーク、状況に応じて役員会や部会長会等の会議開催により、協議を進めていくことが想定されます。

各構成団体の代表者や地域の住民の方にも参画していただき、より多くの意見が集約できるように進めていく必要があります。

③設立範囲の確認

本市においては、各小学校校区（旧小学校区を含む。）に生涯学習の拠点である公民館・交流センターがあり、地域の団体が連携して地域のまちづくりや課題解決の事業に取り組み、地域への愛着や誇り、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識の醸成が進んできました。小学校やPTA活動等で培ったつながりや活動経験を通じ、顔と顔がわかり、身近な地域として認識

できる小学校区等を地域運営組織の設立範囲としています。校区連合自治会や既存の各種団体と調整しながら、範囲の重複やどこにも属さない地域がないように確認を行う必要があります。

(5) 設立準備会における検討

①設立準備会における初会合

準備会の設立目的、設立準備会の規約、役員を選出、今後協議していく内容、スケジュール等について、地域の方と共有しましょう。



②地域内への周知・広報

設立準備会の設置、活動開始に当たっては、地域への周知がとても重要です。地域づくり活動を身近に感じ、気軽に参加していただけるよう、設立趣旨のメッセージ、目指す組織のイメージ等を伝えるため、ホームページ、SNS、広報紙などを活用して、積極的な情報提供・共有に努めましょう。



③地域内の実態把握

まずは、地域の実態を把握していくことが計画づくりのスタートです。市が把握している地域データや行政情報などをもとに地域の実情を把握し、改めて地域の課題を検証するとともに、自分たちの地域を住民がどのように感じているかを把握する必要があります。

アンケートを実施したり、事業実施に当たって住民の声を聞く機会を増やすなどして、住民の思いや課題の把握に努めることが重要です。その際に

は、自治会員からの意見だけではなく、非自治会員や各世代から意見を集めるなど、様々な層の声を聞く意識を持つことが大切です。

④各種団体等の事業等の見える化

実態把握の一つとして、地域内にはどのような団体が存在し、どのような活動を行い、どのような活動上の課題があるのかを把握する必要があります。地域運営組織設立時における組織構成、役割、事業案を決定していくための材料として、各種団体への調査やヒアリングなどを通じて、校区内で実施されている事業の一覧などを作成し、見える化することが有効です。

⑤既存事業の整理

検討会等で導き出した解決に向けての方向性や取組方針を念頭におき、現在地域で行われている活動や事業を整理します。地域内における複数の団体が類似する事業を実施している場合は、例えば、実施手法を見直して事業を統合することも検討できるかと思われます。どのようにすれば効率・効果的な活動や事業になるかを考えます。

⑥目標像や取組方針の検討

地域における実態把握を踏まえ、将来的に自分たちの地域はどのような地域を目指したいかについて話し合い、目標像や大枠の取組方針を決めていきます。

⑦テーマ別の目標検討

大きな目標像を踏まえて、例えば、「地域交通の充実」といった地域の実態調査で見えてきた地域の課題などをテーマ設定し、テーマごとに、ワークショップ形式などを用いた会議を開催し目標設定を行います。それぞれの課題について議論を深めた上で、解決に向けての方向性や取組方針を導き出し、次の段階における具体的な事業計画等につなげていきます。

⑧具体的な事業の検討

テーマ別検討会や事業の整理で導き出した方針をもとに、具体的に取り組む事業についても話し合いを行っていきます。分野ごとにグループワークに分かれて協議していくことで効率的な検討が進みます。事業の実施にかかる予算も当然必要となりますが、予算配分については後に記載する「⑬次年度（単年度）の事業計画案・収支予算案の検討」の中で、具体的な予算は検討していきましょう。

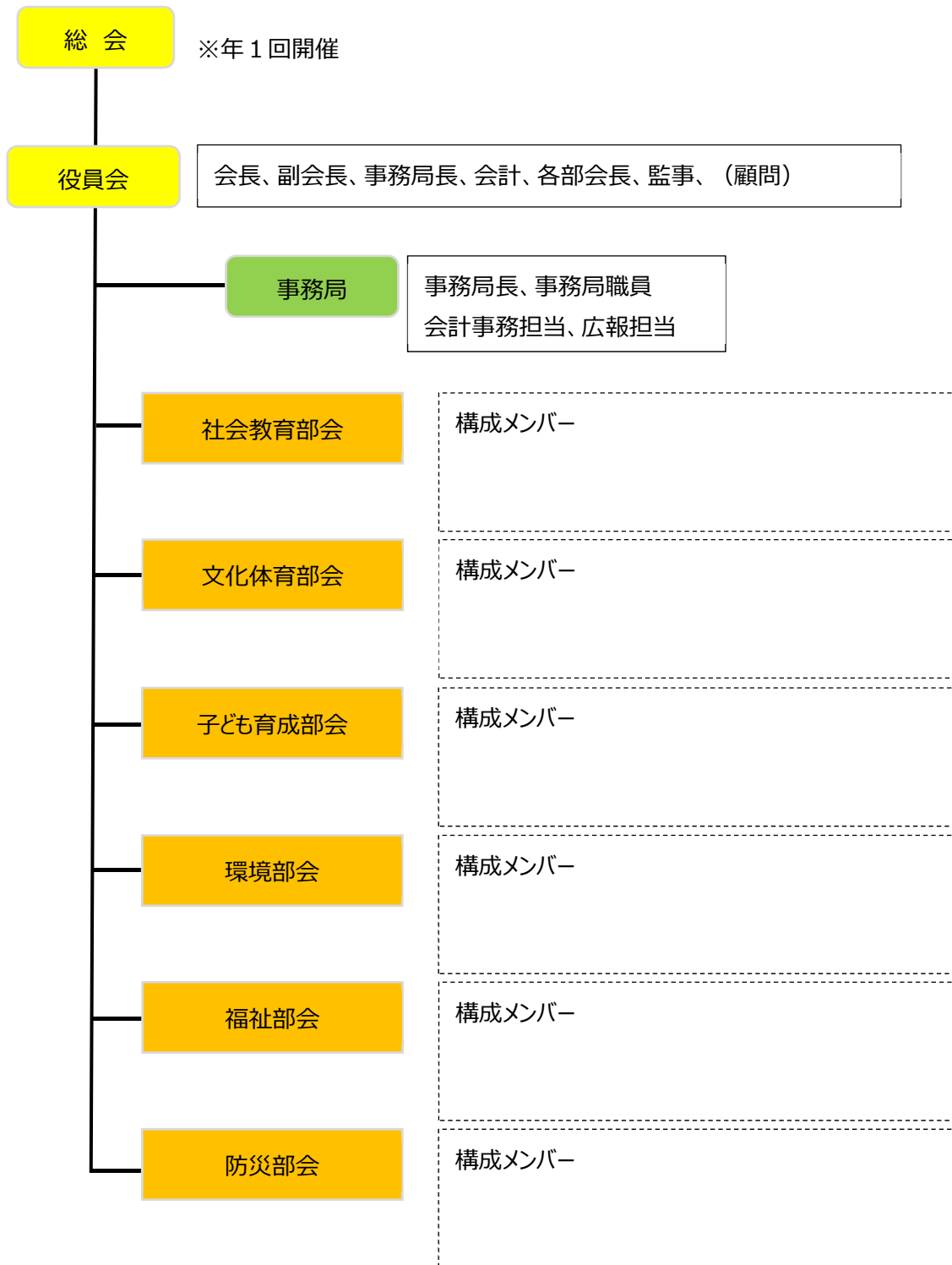
◎組織体制の検討

どのような体制で校区内の事業や活動を計画、実施、意思決定していくか、組織体制を検討していきます。

事業実施にあたっては、各地域団体を環境、福祉や教育などの分野に割り振った専門部会制の導入が有効に機能するものと考えています。また、個別事業について横断的に取り組むプロジェクトチーム等の設置も考えられます。各専門部会の中で事業を棚卸しし、組織や事業の統合や連携を検討・整理し、効率的な地域運営につなげることが重要です。

また、後述する組織の最高意思決定を行う総会、事業計画案や予算案等を検討する役員会、組織運営を行う事務局などを置くことになります。地域の状況に合わせて、事業や組織間の連携、協力が可能な組織体制としていくことが重要です。

(参考) 地域運営組織 組織体制イメージ図



⑩規約の作成

地域運営組織が民主的で透明性を確保した活動を行うことは重要な要素であるため、しっかりとした組織の規約を定める必要があります。

重要事項を決定する総会、役員会、事務局、専門部会の設置などについて規約で定めることとなります。市内の先行事例を参考にしながら、地域の実情に合った規約をしっかりと議論して作成していきましょう。

参考資料として規約（例）を掲載していますので、参考にしてください。

また、地域の各種団体は、地域運営組織の構成員となりますので、協議会の規約の内容によっては、各種団体規約の改正が必要となる場合があります。各種団体との情報共有、連絡調整を図りながら、既存規約の改正も検討しましょう。

⑪役員の人選

地域の規模等によって状況は異なりますが、地域の実情にあわせた適正な役員の配置、人選を行っていきます。

役員の人選に際しては、透明で民主的な手続きにより、負担、責任や権限が集中しないように副会長、事務局長、部会長、副部会長等を設置して、役割分担を行うことが重要です。幅広い年代の方や各分野の方が役職に就くことは、多様な視点で運営されていくことにもつながります。

また、規約の中では、役員の任期や選出方法あるいは役員報酬の有無等についても明確に規定することが望ましいと思われます。地域運営組織の規約に基づき、地域の財源により役員報酬を支払うことは可能ですが、現時点では市からの交付金を報酬に充てることは不可としています。

⑫校区内における協力金や負担金検討

新しい地域運営組織の活動は自治会員、非自治会員を問わず、校区内の住民、各種団体等を対象に事業を実施していきますので、単位自治会のみを対象に負担金を徴収している場合には、組織設立後の負担の在り方について校区連合自治会を中心に地域内で十分協議しておく必要があります。

⑬次年度（単年度）の事業計画案・収支予算案の検討

組織体制と運用できる大枠の予算が決まれば、次年度に取り組む事業計画、収支予算について検討することとなります。

事務局運営費や地域内への周知を行う広報事業に係る費用が必要になってくるとともに、地域の課題解決のための事業が重要となります。その他、地域の絆づくりや地域への愛着を深める事業実施など、話し合いの中で必要とされるまちづくり活動に係る予算を積み上げていきます。

事業や予算の計画及び執行に当たっては、地域住民へしっかりと説明で

きるようにすることが重要です。

(6) 地域運営組織の設立準備にあたって

設立準備会において、組織や規約、役員、事業、予算等について十分に協議していくこととなりますが、決めておくべき各項目の詳細については次の事項が想定されます。

① 名称

名称には、必ずしも「まちづくり」や「協議会」という言葉を含む必要はありませんが、「宮西」や「中萩」など、その地域運営組織の区域がどの地域を範囲としているのか、認識できるように組織名称を決定してください。

② 事務所

地域運営組織として活動していく上で、話し合いや住民交流が行える拠点施設が必要となります。現時点では、原則として公民館・交流センターを活動拠点として事務所を設置することを想定しています。

③ 目的

地域に暮らす住民自らが、地域の現状や課題を把握し、行政と協働してまちづくり活動を行うことにより、「支え合い、助け合う、地域コミュニティ」の実現を目指すことを目的としています。

ただし、それぞれの地域で目的に違いが出てくるものと思われるので、地域の特色としてとらえて、地域の皆さんが愛着を持って取り組めるよう新組織で取り組む目的を検討ください。

④ 区域

区域は、原則小学校区（旧小学校区を含む。）を単位としてください。

自治会の区域と、小学校区が異なる地域では、区域が重複しないよう地域住民の合意をとった上で、行政とともに隣接地区との調整を進めます。

⑤ 構成員

地域運営組織を構成する個人あるいは団体等を構成員として定めることとなります。組織の構成員は、その地域に暮らすすべての住民、団体等が対象となるようにしてください。

⑥ 財源

地域運営組織の財源は、市からの交付金、委託金、寄附金、会費、広告収入などが考えられます。会費に関しては、地域運営組織独自で個人及び団体から会費を募ること、地域内の企業等と連携し、賛助会員として寄附をいただくなどの方法もあります。また、イベントや講座参加者から参加費実費を徴収するなどして必要な財源を確保することを検討してください。

今後はコミュニティビジネスの検討など、先進的な取組を参考にし、地域運営組織として法人格の取得や収益活動を行う方法なども研究していきたいと考えています。

⑦ 総会

総会は、地域運営組織の最高決定機関であり、まちづくり計画、事業計画・予算・決算の承認、役員人事、規約の改廃・変更に関することなど重要事項を決定する機関です。

総会の開催方法については、構成員全員が出席する方法もありますが、総会構成員を校区内全員とする場合には、その意見集約や意思決定が困難なことから、先行する宮西校区及び中萩校区においては代議員制を採用しています。また、その議決方法については規約で定めることとなります。

⑧ 役員会

役員会は、規約に則り、総会により選出された役員によって構成されます。役員会では、事業計画案や予算案、規約案等の検討や作成、その他重要事項について協議します。

⑨ 専門部会

地域運営組織には、校区内の様々な活動を実行していく部門として、分野ごとに専門部会を設置することが考えられます。専門部会では、部会単位の活動の企画・立案・予算の検討を行うこととなります。

また、各専門部会同士が連携協力することで有機的な組織が期待できます。

⑩ 事務局

地域運営組織を運営するに当たり、財務・会計事務の処理、各専門各団体間や部会相互間の調整等を図る役割として、事務局の設置が必要となります。事務局は地域運営組織の中に必ずおかなければならない組織ではありませんが、地域運営組織全体を横断的に見ながら役員会と専門部会をつなぐ役割として、必要性の高い組織であるといえます。

⑪ 監事

地域運営組織の運営経費は、市からの交付金に加え、構成員等からの会費や寄附金などが考えられます。市の交付金は市職員による確認を行いますが、地域で確保した資金は地域でしっかりと確認していくことが必要です。監事が会計監査を行った後に、総会で報告し、承認を受けることになります。また、地域の承認を得るためには、分かりやすく透明な会計処理を行う必要があります。

4 地域運営組織の設立

(1) 地域運営組織の設立総会

設立準備会における十分な協議の後、地域運営組織の正式な設立のための総会を開催することになります。設立総会では、規約の制定、まちづくり計画の承認、次年度事業計画及び収支予算、役員を選出等について審議するようになります。

設立総会の開催に当たっては、地域内の全戸に周知した上で開催することが望ましく、この設立総会で承認を受けることにより、地域の皆さんに地域を代表する組織として地域運営組織が認められたものとなります。

なお、設立総会を開催し規約が承認された日が地域運営組織の設立された日となります。

(2) 地域への説明、PR

組織が設立されれば、広報紙やホームページ、SNSなどを通じて、まちづくり計画内容、実施事業などを地域の皆さんにお知らせし、地域での情報共有とまちづくりへの意識高揚に努めましょう。

- ・地域まちづくり計画の概要版リーフレット作成
- ・ホームページ、SNSによる情報発信
- ・広報紙の発行
- ・各種団体の会報等

(3) 認定申請及び認定決定

設立された地域運営組織が市で定める条件を満たした地域運営組織として市が認定するために、設立総会后、総会で承認された規約、構成団体一覧、区域図等を添付の上、市に地域運営組織認定申請書を提出します。

地域運営組織は、地域住民が立ち上げた任意団体ではありますが、今後市と協

働いて地域自治を担うパートナー、公的な団体であることを認定するものです。
地域運営組織から地域運営組織認定申請書が提出された後、市長が適当と認められたときは、地域運営組織認定通知書を通知します。

(4) 交付金交付申請

地域運営組織が市に認定されると、地域まちづくり交付金の交付対象団体としての条件を満たすことができます。交付金の交付を受ける場合には、事業実施計画書、収支予算書等を添付して市に交付金交付申請書を提出します。予算の計画及び実施等については、地域でしっかりと責任を持つことが前提になります。

市では申請内容を審査し、適当と認められた場合に交付金交付決定通知書を送付されます。交付決定を受けてから交付対象事業を実施していくこととなります。

なお、限られた予算を有効活用する上で、市が認定した地域運営組織には、既存事業を基本として一括交付金を交付することとしています。令和6年度以降の地域まちづくり交付金の交付額等については、現時点で未定です。

※交付金申請手順については、別途「交付金事務の手引き」を参照ください。

(5) 実績報告

交付金の交付対象事業については、当該年度の3月31日が事業終了日となりますので、4月上旬には事業実施報告書を提出します。収支決算書、実施写真、領収書（写し）など必要な書類を添付して提出します。

なお、交付金については単年度精算となりますので、残額が出た場合には市に返金します。

(参考) 地域運営組織設立までのステップ

地域運営組織の設立及び活動開始までには、次のようなステップが考えられます。

ステップ1

『地域づくりの機運醸成の段階』

地域内の各種団体が参画し、地域運営組織について、学習、検討会を実施します。

- 地域の機運づくり・意識の醸成
- 勉強会や研修会の開催
- 地域関係団体の参画
- 設立準備会の設置

ステップ2

『地域運営組織設立の準備段階』

設立準備会において、地域運営組織の設立に向けて活動の基本となる事項、計画を策定していきます。

- 地域課題の把握、共有
- 住民アンケートによる実態調査の実施
- 目標、取組方針の検討
- 既存事業の整理及び実施事業の検討
- 地域まちづくり計画の策定
- 組織体制の検討
- 規約の作成、役員の人選
- 事業計画及び収支予算書の作成

ステップ3

『地域運営組織の設立段階』

地域運営組織の設立総会を開催し、組織の設立を行います。

- 設立総会の開催
- 地域への説明、PR
- 認定申請及び認定決定
- 交付金申請

ステップ4

『地域運営組織の活動段階』

設立した地域運営組織が本格的に活動を開始します。

- 組織運営の開始
- 役員会や専門部会の定期的な開催
- 事業計画に基づく活動実施

Ⅱ 「地域まちづくり計画策定」編

5 地域まちづくり計画とは

(1) 地域まちづくり計画とは？

『地域まちづくり計画』は、自分たちが住んでいる地域の状況（地理的な特性、自然・歴史・文化・人材などの地域資源、地域の課題）を把握し、整理しながら、住民の皆さんが「住みよい地域」とは何かを考え、意見交換を行い、自らが取り組む課題の解決方法や地域を元気にする方法などをまとめた、地域づくりの指針となるものです。できるだけ多くの住民が参加して、地域課題を抽出し、地域の理想像、目標、施策、具体的な事業等を取りまとめていきます。

(2) 計画を立てることで期待できることは？

①自分たちが住む地域の状況が見えてきます。

子どもから大人まで幅広い住民の意見、また各種団体の日頃の活動の内容や目的を、今一度みんなで振り返り、整理してみることで、改めて自分たちの地域の現状を把握することができます。

同時に、地域にある資源や課題を洗い出すことで、次の一步を踏み出すための材料を把握することができます。

当たり前前に地域にあるものを、これまで住んだことがない人に見てもらおうと、新鮮な意見を聞くことができます。また、子どもたちの意見も常識にとらわれない斬新な考えがあったりします。

②地域のことを考え、活動に参加するきっかけになります。

計画を立てる作業に多くの地域住民に参加していただき、地域の将来像や、それを実現するための住民の関わり方、課題の解決策や資源の活かし方などを話し合うことで、地域に対する愛着や地域の一員としての自覚が生まれ、地域づくりに参加するきっかけになります。

③地域に必要な活動の方向性を話し合い、共有することができます。

地域で行われている活動は、どれも大切なものですが、今後、地域の人口が減っていく中で、その活動をだれが、どう継続していくかを考える必要があります。何が必要なのか、地域の皆さんは何を課題と思っているのか、何に困っているのかを整理することで、方向性や方針を共有し、同じ目標に向けて取り組むことができるようになります。

まずは、地域づくりに「楽しさ」を感じ、無理なくできるところから参

加してもらえることが地域づくりへの参加の大きな一歩となります。

6 地域まちづくり計画に記載される内容

地域まちづくり計画は、地域の皆さんで話し合い、いろいろな意見を募りながら、みんなで策定することが最も重要になります。様々な意見を反映できるように、ワークショップ形式等で話し合うなど、民主的な進め方により、計画を策定することが重要です。地域まちづくり計画に記載される内容は次に掲げる事項が考えられます。

(1) 地域づくりの基本目標

- ①住みよい地域づくりに向けて目指す地域全体の目標像
 - ②子どもたちが願う将来の地域の姿
- などを考えながら、地域の基本的な目標をつくりましょう。

(2) 計画の期間

地域の実情に応じて3年、5年、10年間など適切な計画期間を定めましょう。

(3) 地域の姿（現状分析）

様々な観点から地域の現状を洗い出し、資源や課題を把握していきます。住民の皆さんの意識調査の結果も踏まえ、ニーズを把握し、地域づくりに取り組むための材料を整理します。

地域のなりたち、人口・世帯数推移、主な施設、地域の行事・催事・活動、地域資源や住民意識（アンケート結果等）などを分析し、まとめましょう。

詳細は、25ページの「③現状把握」に記載しています。

(4) 地域の組織・団体

地域の団体にはどのような組織、団体があり、どのような活動を行っているのかをまとめます。長く地域に住んでいる方でも地域にどんな団体、活動が実施されているのか、初めて知ることがあります。

(5) 地域の課題

アンケート結果やワークショップにおける話し合いの中で、地域の課題を抽出していきます。

(6) 分野別の目標

地域の現状や課題を踏まえ、「子ども」「福祉」「安全安心」「環境」など、それぞれの分野における目標について取りまとめます。なお、部会ごとに分けて事業を実施する場合は、部会における取組目標を定めることも想定されます。

(7) 分野別の施策と具体的事業

「地域の課題」を解決する方策（施策）と具体的にどのような活動（具体的事業）に取り組むのかを整理します。

現状分析を踏まえ、基本目標に向けて、地域のできる力（自助・共助）で、計画期間内で取り組む事業を記載します。

- ①地域の課題解決に向けて取り組むこと。
- ②地域の活性化に向けて取り組むこと。
- ③その他、住みよい地域づくりに向けて必要と考え取り組むこと。

(8) 実施時期（短期／中期／長期）

何年くらいで課題が解決できるのか検討します。具体的な年数を記載することは難しいので、短期／中期／長期などの表現で記載することが適切です。

(9) 実施主体（地域内の部会／行政との役割分担）

組織内でのどの部会、どの団体が実施するのか、また、市との役割分担はどうするのかなどについて整理します。

◇まちづくり計画書内容（「(6) 分野別の目標」～「(9) 実施主体」）のイメージ

部 会：〇〇部会

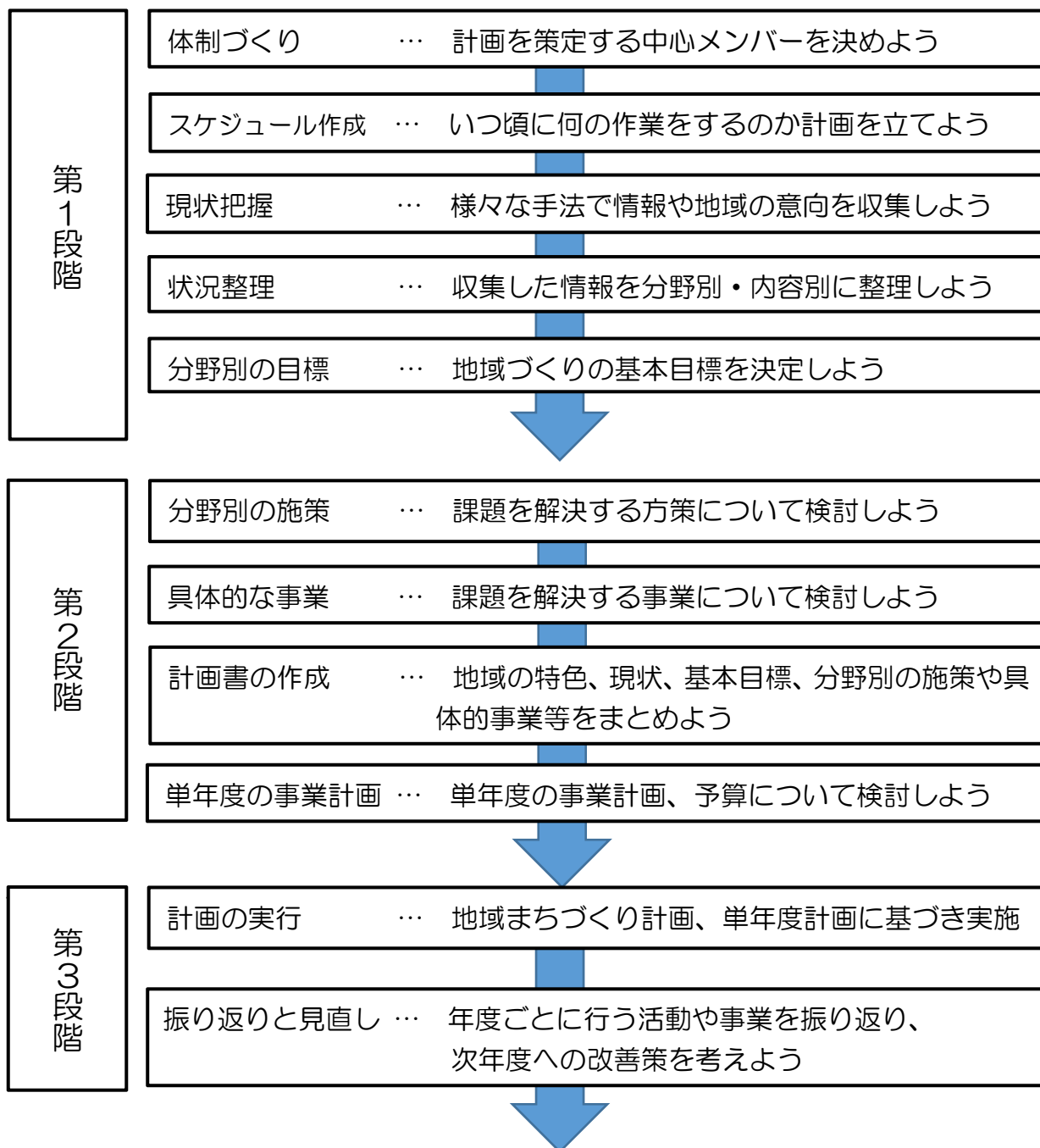
基本目標：地域住民の誰もが、安全で安心して暮らすことができるまちづくり

目標	施策の展開	事業	具体的な取り組み	事業 区別	実施時期			実施主体
					短期	中期	長期	
安全安心なまちづくり	歩行者の安全確保	通学路の安全確保	通学時の見守り活動を実施します。また、関係者で危険箇所の確認を行います。	新規重点		○		防犯防災部会 防犯協会、 PTA
		防犯灯の設置	地域内の意見を取りまとめて、防犯灯の必要箇所を把握し、設置方法を検討します。	継続		○		自治部会 自治会、見守り推進員協議会
	災害時における共助意識の啓発	自主防災組織の活動実施	自主防災組織の啓発チラシを作成し、組織の活動充実を行う。		○			防犯防災部会
	・・・	・・・	・・・					
自然豊かで美しいまちづくり	〇〇川のゴミの減少	ごみ清掃の	ごみパトロール隊を設置し、巡回します。				○	

7 地域まちづくり計画策定の進め方

地域まちづくり計画の策定は、段階的な手順により進めていくことが重要です。設立準備会の役員だけでなく、できるだけ多くの住民の皆さんに参加していただきながら策定することが大切です。

計画策定の流れとしては、次のような手順により進めていきましょう。



(1) 第1段階「地域の姿を知り、目標を決めましょう」

①体制づくり

地域まちづくり計画を策定するために、どのような体制で計画づくりを進めるかを決める必要があります。具体的には設立準備会において専門部会を設置して、分野ごとに小グループで話し合うことでスムーズな進行が期待できます。また、計画づくりの中心を担うメンバーや役員を決めましょう。

中心メンバーの他に、住民の皆さんの様々な声や意見などを聞く場も必要です。チラシなどを配布して計画づくりを始めることを地域全体に広報・周知し、公募委員を募ることも1つの方法として考えられます。

- ア) 知識のある人、長く住んでいる人、高齢者、子育て世代、学生、市民活動団体、非自治会員など、できるだけ多種多様な人に参加してもらうことが理想です。
- イ) 地域での生活で深いかわりのある他の地域や団体、事業者、地域包括支援センター、社会福祉協議会など専門機関等からも参加いただくと計画の実行性が高まります。
- ウ) 設立準備会の中での役割として、(会長)リーダー、(副会長)サブリーダー、記録担当、会計担当、連絡担当を決めます。
- エ) 公民館報やホームページ、SNS、広報誌などで設立準備会メンバーを公募することも検討できます。

※ 市職員も一緒に計画づくりに参加します。

計画づくりにあたっては、地域担当の市職員も会議等に参加し、

- ①作成のための情報提供や助言
- ②ワークショップ等の開催支援
- ③地域の課題等を解決するための事業計画等の作成支援
- ④その他、予算や計画書作成等の必要な支援
- ⑤地域コミュニティアドバイザー(関係機関講師等)との連絡調整

を行い、計画づくりに参加、支援します。

②スケジュールの作成

策定メンバーが決まりましたら、策定までの具体的なスケジュールを話し合いましょう。目標時期までに組織体制、計画書ができあがるよう、いつ、どのような作業を行うか、具体的な進め方を決めましょう。

③現状把握

計画づくりの着手に際して、まず、始めることは地域の現状を把握することです。行政が持つ情報は客観的なものですが、地域を知るには、実際に地域に住み、関わっているからこそわかる情報が大切です。

行政統計情報の活用、住民アンケート、ワークショップ、まち歩きなどの手法により、次の（ア）～（キ）のような例を挙げた事項について調査を行っていきます。調査事項や調査方法などを話し合い、作業の役割分担を協議します。

調べた情報を地図に書き込むと、自分たちの地域の姿がよくわかり、共通認識の上に地域の資源や課題を見直すことができます。

- （ア）地域のなりたち
- （イ）人口・世帯数推移、少子高齢化率の推移、自治会加入率
- （ウ）年齢別比率、男女比率
- （エ）主な施設（公共施設、商業施設など）
- （オ）地域の行事・催事・活動
- （カ）地域資源（文化・歴史、特産等）
- （キ）住民意識（アンケート結果等）

より多くの情報を集めるためにも、住民アンケート調査や聞き取り調査、意見交換会、各種団体へのヒアリング、まち歩きなど、手法を工夫しつつ、より多くの情報を集めましょう。

それらを整理していく中で、地域の現状が見え、目指す地域の将来像が浮かび上がり、その目標に向かって取り組むべきことが見えてくるはずです。

なお、住民アンケート調査やワークショップ等の手法については巻末にまとめてありますので、参考にしてください。

④状況整理

様々な手法を用いて収集した情報等を、内容により分野別に整理していきましょう。分野別とは、例えば、「高齢者福祉」「子どもの健全育成や教育」「防災」「防犯」「環境」「地域交通」「文化」「スポーツ」などが挙げられます。

分野ごとに、今後の地域づくり活動に活かせると思われる「資源」と、解決していかななくてはならないと考える「課題」に分けるとともに、「資源」を活かす、「課題」を解決するには、地域で何を実施していくのか（自助・共助）、行政が主に取り組むことなのか（公助）、地域と行政が協働で行うことなのかを整理します。

まとめる際には、どうしてそういう情報が出てくるのか意見を出し合いながら整理することで、情報の背景など地域の状況を深く知ることにつながります。

⑤分野別目標の設定

地域住民の意識や想いの整理、「資源」と「課題」などの洗い出しと整理がまとまった後に、地域づくりにおける分野別の目標の検討作業に入ります。

地域の情報を改めて把握し整理した上で、計画期間内で目指す基本的な目標を、前向きにわかりやすく宣言できるようなものが望ましいでしょう。

(2) 第2段階「施策方針や解決策を話し合い、まとめましょう」

①分野別施策の設定

地域づくりの分野別の目標が決まりましたら、その目標を実現するために計画期間内で取り組む分野別の施策について検討していきます。

この施策は、地域の現状分析結果を参考に、あくまでも地域のできる力(自助・共助)において、どのように地域の課題解決や活性化に取り組んでいくのかについて、明示していくこととなります。地域づくりの活動の分野は多岐に渡っており、一度に多くのことに取り組むことは容易ではありませんので、次の3つの視点により、分野別の施策を設定していくことが適切です。

- ア 地域の課題解決に向けて、重点的に取り組むこと。
- イ 地域の活性化に向けて、重点的に取り組むこと。
- ウ その他、住みよい地域づくりに向けて取り組むこと。

これは、計画期間において地域全体で特に力を入れて取り組んでいく施策を示すものであり、あまり活動の枠を広げすぎずに話し合ってみましょう。計画期間で取り組む方針や施策を、部会ごとにいくつか設定してみるのも、1つの方法です。

この過程で大切なのは、地域にはどのような課題があり、その課題に対し地域運営組織がどのような方針で活動していくのかを、地域住民が共有できるようにすることです。

②具体的な事業の検討

分野別の施策が決まったら、その実現に向けた具体的な事業（必要な解決策）を検討します。その際に解決策について次の視点で点検しながら検討してみましょう。

◆「どのようにやるか」

解決するために、具体的にどのように取り組むかを考えることで、実動にあたる人や団体、事業のイメージを引き出すことにつながり、より実効性のある解決策を導きやすくなります。

その場合、段階的にどこまでやるかを考えていくと、より計画性のある取組内容を考えることができるでしょう。

◆「誰がやるか」

- ・地域のできること（自助・共助）、
- ・行政が主に取り組むべきこと（公助）
- ・地域と行政が協働で行うこと

について整理し、役割分担を考えていくことが大切です。

また、具体的にどの部会が、どの団体が事業を実施するのかについて話し合っておきましょう。

◆「いつまでにやるか」

この地域まちづくり計画のなかで、「いつまでに」は「短期、中期、長期」という表現で記載することになります。

③計画書の作成

多くの住民の皆さんの声と参画を得て話し合いを進めた結果、まとまった内容を、地域全体で共有できる形として「地域まちづくり計画」にまとめましょう。

宮西校区及び中萩校区における計画を参考にしてください。

なお、地域住民の方に知ってもらうことを第一に考え、グラフ、図、写真を入れるなど、見てわかりやすいものにしましょう。

④単年度の事業計画

地域まちづくり計画書の作成が整った後に、設立後の初年度（単年度）における事業計画書及び収支予算書の作成に取りかかります。初年度の計画であるた

め、予算額については概算となりますが、各部会での意見も取り入れながら、役員が中心となって作成していきましょう。

(3) 第3段階「計画に基づいて取り組み、次につなげましょう」

①計画の実行

設立総会において、地域まちづくり計画や単年度の事業計画及び収支予算が承認されれば、定期的に役員会や部会を開催し、新組織での活動をはじめましょう。

また、広報誌の発行、ホームページやSNS等を活用しながら、新組織での活動周知や参画者の募集のために、地域全体への情報発信を行いきましょう。

②振り返りと見直し

地域づくりは、計画に基づき取り組むだけでなく、実際の取り組みと計画の方向性が合っているか、地域の活性化や課題解決に向けてどのように効果があったかなどについて、客観的に振り返り、その結果を次年度の取り組みに活かしていくことで、組織の発展を図ることにつながります。

振り返りにあたっては、次の視点で取り組みを振り返ってみましょう。

- ①目標設定は妥当だったか。
- ②地域や関係者の情報共有はできていたか。
- ③広報や周知の方法は適切であったか。
- ④運営方法、タイムスケジュールは計画どおりだったか。
- ⑤役割分担は適正だったか。
- ⑥参加者や対象者の満足度はどうだったか。
- ⑦さらなる経費節減ができたか。
- ⑧予算配分は適正だったか。

8 参加や活動のワンポイント

(1) 住民アンケート

住民アンケート調査は、1つの調査項目について、多くの意見を集めることができる手法です。個人情報に配慮しながら、年代や自治会員等の属性を把握することで、年代ごとや自治会員との比較や意識の違いなどを把握することができます。また、普段、地域づくりにかかわる機会がない方からの声も聞くことができます。

回収や集計作業に手間がかかるという点もありますが、WEBによるアンケート等も利用しながら、地域づくりを考える第一歩として、取り組んでみましょう。

<全住民アンケート調査のポイント>

- ① 若い世代の方も含めてアンケート調査をしましょう。
1世帯ごとのアンケートでは世帯主が回答することが多く、住民全員の声聞くことが難しくなります。可能であれば、中学生以上の若い世代へも調査を行うなど、多世代の意見を集めましょう。
- ② アンケート調査の目的を明確にし、質問項目を考えましょう。
調査をすることで何を明らかにしたいのかを十分協議し、質問項目を設定しましょう。
(例)、年齢、世帯構成、住まい、居住年数、自治会加入状態、未加入理由、地域資源、暮らしやすさ、分野ごとの取り組み要望、まちづくり活動への参加など
- ③ プライバシーの保護に努めましょう。
回答用紙を集める際に封筒を用意するなど、目的外に使用されないことのないように配慮しましょう。
- ④ 調査結果は広報等で住民の皆さんにフィードバックしましょう。

(2) ワークショップ

ワークショップは、参加者が同じ立場で、意見や知恵を出し合い、目指す方向性や提案をつくり上げる合意形成の手法です。

グループごとに、一人ひとりの意見を聞きながら、お互いが前向きに議論し、アイデアをまとめていきます。議論の過程が、新しい気づきを得ながら楽しく前向きに地域づくりを考えることにつながります。

意見交換や合意形成の技法を組み合わせて、様々な場面で取り入れてみましょう。

ワークショップの実施にあたっては、以下の視点を守りながら、進めましょう。

① 目的を共有する！

グループワークではどんな目的で意見を出し合うのか、参加者全員が目的を共有した上で進めましょう。

② 他人の意見を批判・否定しない！

結論は、参加者全員でつくり上げるものです。他人の意見を批判・否定することは、良い意見やアイデアが出にくくなる雰囲気をつくってしまいますので、他の意見は批判・否定しないようにしましょう。

③ 他人の発言をよく聴き、議論に参加する！

自分の意見ばかりを押し付けず、他人の意見や思いをよく聴きましょう。意見等の背景に触れることにより理解が深まり、良いアイデアや提案の議論につなげることができます。

④ ワークショップの中で知り得た個人情報はいらさない。

会議に参加するには、信頼関係が大切です。意見等を出す際には個人的な事柄に触れる場合がありますが、口外してはいけません。

(ワークショップの技法の一例)

【各自の意見を出し、まとめる】

◆ KJ法

KJ法とは大量に収集したデータを整理して分析し、新たなアイデアを得るための発想法のことです。膨大なデータを一枚一枚のカードに分けてグループ化し、その作業を繰り返していくことで、問題解決の手掛かりや新たな発想が得られます。

KJ法は東京工業大学名誉教授を務めた文化人類学者・川喜田二郎が考案したことにより、川喜田(Kawakita)二郎(Jiro)の頭文字からKJ法と呼ばれています。

ア) 各自で意見等を書き出す

- 考えるテーマに基づき、付箋1枚に1つの意見を書きます。
- 2つ以上の意見になりそうなら、付箋を分けて書きます。
- 文章はなるべく簡潔に。思いつくだけ、どんどん書きましょう。

イ) グループ内で意見を出し合い、関連する意見をグルーピングする。

- グループ内で模造紙に付箋を出し合いながら意見を述べます。
- 似ている意見があれば、付箋をまとめ、小見出しをつけていきます。
- まとめられない付箋は単独で小見出しを付けます。
- それぞれの意見の関連性(原因、結果、因果、類似、反対など)を矢印等で図示し、まとめます。

ウ) 模造紙の意見とそれぞれの関係性を文章にまとめる

- まとめて文章化することで、そこから見える課題を明確します。

◆ カードをつかったノミナル・グループ・プロセス

ノミナル・グループ技法とは、ブレインストーミングに投票のプロセスを加え、得点によって優先順位をつけ、合意を形成するようにした技法です。

ノミナル (nominal) は、日本語では「名目」や「名ばかり」と訳されますが、点数によって名目だけでもアイデアをグループ分けしていこうというのがノミナル・グループ技法です。

ア) 課題等の意見を書いたカードを、あらかじめ作る

- ・参加者全員に、事前にテーマに基づいたカード（付箋）を作成してもらい、会議に持参してもらいます。

イ) カードをグループ内で共有し、それぞれについて討議する

- ・グループ内でカードを出し合いながら意見を述べ討議します。
- ・似ている意見があればまとめていきます。

ウ) カードの中で、最も必要性が高い、大切だと思うものに投票する

- ・1人が3～5票持ち、最も必要性が高い、あるいは大切だと思うものに投票します。
- ・取り組む課題に、ある程度の優先順位をつける過程です。

エ) 上位から優先度が高い課題として、次の議論の材料に活用する。

(3) まち歩き (タウンウォッチング)

実際に地域を歩いて地図等書き入れるなどをして、地域の歴史、資源や危険箇所など、地域の実情を把握するときの手法として用いられます。

子どもたちといっしょに、地域にまつわる様々な歴史や文化を共有したり、地域の方と一緒に安心して安心安全マップなどを作成するなど、地域の状況の共有に役立てることができます。

9 よくある質問

(1) 地域運営組織とはどういう組織ですか？

A 「地域運営組織」は、地域課題の解決と効率的で住民満足度の高いまちづくりのために、行政とともに地域で活動するすべての住民、各種団体、事業所等の皆さんが連携・協力して住みよい地域を目指し活動していく組織が「地域運営組織」です。

(2) 地域運営組織の設立により、地域にどういったメリットがあるのですか？

A 行政サービスは全市的な視点から、特定の地域だけにサービスを行うのではなく、「一律」・「公正」・「公平」が基本とされています。したがって、それぞれの地域特性が異なる地域にとっては、的確に地域課題に対応した行政サービスが提供されるとは限りません。地域運営組織では、自分たちで地域の実情に即した課題の解決を図ることができるようになります。また、設立を契機として既存事業の整理や効率的な実施方法を見直すことも期待できます。

(3) 組織の名称は「〇〇まちづくり協議会」とする必要があるのですか？

A 名称は、必ずしも「〇〇校区まちづくり協議会」にする必要はありませんが、その地域運営組織がどの地域を範囲としているのか、一般的に広く理解できる名称であると同時に、他地域の地域運営組織と混同しないように配慮してください。

(4) 地域運営組織の区域は？

A 本市の地域運営組織は、概ね小学校区（旧小学校区を含む。）を設立範囲として想定しています。他の校区と重複しないように近隣自治会とも調整した上で、自分たちが活動しやすい区域を選択していく必要があります。

(5) 地域運営組織の区域を概ね小学校区としていますが、別の区割りは認められますか？

A 本市では、1小学校区（旧小学校区を含む。）に1公民館が設置されており、地域の特性や課題が共有できるような範囲ということで、概ね小学校区（旧小学校区を含む。）を基本としています。しかし、各種団体の活動状況・範囲などの状況により、別の区割りで検討される場合は、対象区域内で十分に検討された上で、隣接地域との協議を経ることが必要となってきます。

(6) 地域運営組織と市との役割分担は？

A 地域運営組織は、その地域に愛着を持ち、状況を知っている住民や団体等により構成され、地域が主体性を持って進めることが重要です。地域と行政は、要望要求という関係ではなく、地域を良くしたいという共通の目的を達成するための協働のパートナーとして、状況に合わせて適切な役割を協議しながら分担していくことになります。

(7) 本来住民サービスは市が担うものではないのですか？

A 法律で定められた事業や、学校教育、道路整備など地方自治体でなければできないことは市が責任を持って実施することになります。しかしながら、人口減少のさらなる進展など、今後の社会情勢を考えると市のサービスを拡大するには限度があり、「個人で解決できることは個人で解決する（自助）」、「個人で解決できないことは地域で解決する（共助）」、そして「地域で解決できないことは市が解決する（公助）」といった、地域との協働による取組の拡大がますます必要になってきています。「地域運営組織」には、市との対等なパートナーとしての役割、住民の意見集約等行政との窓口と言える役割も期待されます。

(8) 地域運営組織の構成員は？

A 地域運営組織は、その地域に暮らす住民をはじめとして、その地域で活動する自治会や各種団体、事業者等により構成されます。活動内容を幅広く知らせることにより参画者を増やし、ぜひ参加したい、参加しやすい事業や組織運営を行うことで活動の幅を広げていくことが大切です。

(9) 地域運営組織の総会は代議員制をとる必要があるのですか？

A 総会は、地域運営組織の最高決定機関です。総会の開催方法は、構成員全員が出席する方法がありますが、地域運営組織の構成員は、組織を構成する個人あるいは団体、その地域に暮らすすべての方々を対象となり、全員からの委任状をとることは現実的に難しいため、代議員制をとることが一般的であると思われます。

(10) 運営委員会やプロジェクトチームを置くことはできますか？

A 規約に記載の上で、各部会相互間の調整を図る運営委員会等を置くことも可能です。運営委員会は、部会単位での活動を、組織全体を横断的に見ながら、具体的な活動についての調整を行うために必要性の高い機関であるといえます。

(11) 地域運営組織と自治会とは、どう違うのですか？

A 自治会は、地域の住民で組織された地域の住民地縁団体ですが、地域運営

組織については、住民、自治会だけでなく、地域の各種団体等（社会福祉協議会支部、民生児童委員、PTA等）や事業所等によっても構成される団体です。各種団体単独では対応が難しい地域の課題について、地域が一体となり連携して取り組むことで地域力を高めて解決へ結びつけていくことを目指しています。

(12) なぜ地域運営組織が必要なのですか？自治会だけではいけないのですか？

A 自治会は、今も地域の課題を解決する、地域で一番身近な、なくてはならない組織ですが、近年では、若者や単身世帯などを中心に自治会加入離れが顕著になっています。大地震の発生など有事の際や日頃の環境、防犯活動には、自治会への加入・非加入に関わらず、地域全体として対応が求められ、地域住民のすべてを構成員とするという地域運営組織の考え方が必要となります。また、地域の担い手不足が叫ばれる中、自治会をはじめ、地域内の各種団体が地域運営組織の名の下に集まり、連携、協力しながら活動を行っていくことが必要です。

(13) 地域運営組織が設立した後は、自治会はなくなるのですか？

A 自治会は地域住民に一番身近な組織として、環境、防犯、防災など様々な活動を行っていただいております。さらには地域と市をつなぐ地域活動の核としてなくてはならない組織です。自治会は、地域運営組織が設立された後も、組織の構成団体の中心的な役割を担い、地域運営組織を構成する一つの地域団体として参画していくものと考えられます。

(14) 地域運営組織と校区連合自治会の位置づけはどうなりますか？

A 地域運営組織の活動において、課題等の把握、計画づくり、事業の実施を行っていくには、特に校区連合自治会は中心的な存在になるとともに、実施に当たっての大きな協力連携母体となります。地域運営組織が地域の声を反映する地域を代表する組織としてふさわしいため、それぞれの役割分担を行った結果、連合自治会の役割は発展的に変更していくことが考えられます。

(15) 地域運営組織と他の地域団体の関係は？

A 地域運営組織は、その地域に暮らす住民をはじめとして、その地域で活動する自治会や各種団体等により構成されます。地域の中には自治会のほか体育振興会や支部社協など多数の地域団体が活動しています。それらの各種団体が実施している事業についても、地域運営組織が主体となって地域全体で動かした方がよい事業や、各種団体等が連携して事業を行った方がより効果

的な成果が期待できるような事業は、地域運営組織の事業として実施することが考えられます。

地域運営組織では、これらの地域団体が構成員となり、各部会を組織することで、お互いが連携し、地域にとって本当に必要なことは何かを話し合っていたいただきたいと思います。

(16) 地域の各種団体が連携することは、現実的に難しいのではないのですか？

A 各地域においては、これまでも自治会を中心に様々な団体が、地域のまちづくりを担っていただいています。それぞれの団体の活動目的や活動内容に違いがありますが、共に地域の将来ビジョンを描き、目的を共有化することにより、地域住民が本当に求めるまちづくりの実現につながるものと考えられます。

(17) 地域運営組織が設立すれば、既存団体の活動に加え、新組織での活動も行うことになり、負担が増え、屋上屋を重ねることにならないのですか？

A ライフスタイルの変化や地域のつながりの希薄化などにより、役員の担い手不足、各種行事等への参加数の減少など課題が出てきており、少子高齢化や高齢単身世帯の増加などにより、従来の枠組みだけでは対応が難しくなってきました。

既存事業に加え、地域課題の解決に向けての新規活動や事業の実施により、一時的に、今まで以上に地域にかかる仕事は増えることは考えられますが、時間をかけて地域内での協議を経て必要な事業の確認、選択、整理を行っていくことが必要です。また、現状の地域コミュニティを維持・発展させていくため、地域の各種団体等が協力、連携、補完し合いながら、取り組むことが重要です。

(18) 地域運営組織の担い手をどうやって確保するのですか？

A 担い手不足の問題は、すぐに解決するものではありません。まずは、住民一人ひとりの地域への関心を高めることから取り組む必要があります。高齢世代と若い世代での関心は当然違うことから、住民ニーズを把握しながら、地域のことを最もよく知る地域住民が自ら考え、取り組みを実施していく中で、まちづくりの面白さを実感し、仲間を増やし、結果的に担い手不足の解消につながっていくものと考えられます。

(19) 地域運営組織の活動資金の確保は何が考えられますか？

A 組織の活動を行うには、当然ながら資金が必要となります。自主的な活動を推進するということから、必要な資金も地域で募っていただくのが基本

的な考え方であるため、会費、寄付金、広告収入、コミュニティビジネスなど多様な面で収入確保を検討していく必要があります。

市から財政的な支援としては、限られた予算を有効活用する上で、市が認定した地域運営組織には、既存予算を基本として一括交付金を交付することとしています。

(20) 地域運営組織の活動の拠点施設については？

A 継続的に活動するためには、拠点施設が必要になることから、各校区の公民館をまちづくり、生涯学習の拠点として位置づけし、施設の利用形態など、市としても、地域の実に合わせた形での支援を行っていきます。

(21) 地域運営組織では、営利事業を実施する必要がありますか？

A 営利事業を実施する場合には、事業内容によっては税法上の手続きや施設使用手続きなど事務手続きが必要となる可能性があります。組織の活動資金の確保として、コミュニティビジネスなどの実施など、多様な面で収入確保を検討していく必要があります。

なお、食品の販売や宣伝などを直接の目的としない事業、またはイベント等に付随して臨時的に特設店舗を設けて、短期間、食品の販売又は無料提供を行う場合は「臨時営業」に該当しますので、事前に「食品販売等臨時出店報告書」を保健所に提出する必要があります。

※「臨時出店」に該当する場合（例）

自治会や地域運営組織が主催する行事

例：納涼祭、土曜夜市、文化祭、運動会等

◎地域まちづくり計画について

(1) 「地域まちづくり計画」とは？

A 「地域まちづくり計画」は、住んでいる地域の地理的な特性や自然、歴史、文化、人材などの地域資源や、地域にある課題を整理しながら、地域住民の皆さんが地域をどうしたいのかを考え、課題の解決方法や将来像を実現する方法などをまとめたものです。また、地域で定めた目標に向けて、「いつまでに」「誰が」「どんな方法」で行っていくかという“道しるべ”となるものです。

(2) 計画策定において、短期、中期、長期とは何年を指しますか？

A 全体の計画期間によって異なってきます。例えば、全体の計画を10年間と設定した場合には、
短期的にすべきことは1年～2年以内にすべきこと、
中期的にすべきことは2～5年ですべきこと、
長期的にすべきこと5年以降でよいもの と分類することができます。

(3) 住民アンケートは、必ず行う必要がありますか？

A アンケート調査票の配付や回収に手間がかかりますが、アンケートは、複数の人に対して同じ質問をすることによって、比較できる意見を集めることができ、地域の課題抽出や住民参加と意識づくりの効果が期待できますので、ぜひ取り組んでみましょう。なお、WEB調査による手法により、負担を減らすことも検討できます。

(4) 道路補修なども計画に入れてもよいですか？

A 地域まちづくり計画は「地域でできること」が基本であると考えていますが、地域の課題はソフト事業（行事や活動等）に限られたものではありません。ハード事業（道路工事や施設整備等）であっても計画に盛り込み地域の総意として内外に表明することができます。

Ⅲ 資料

1 ○○校区地域運営組織設立準備会規約（例）

（名称）

第1条 本会の名称は、○○校区地域運営組織設立準備会（以下「準備会」という。）とする。

（目的）

第2条 準備会は、○○校区における住民主体の「支え合い、助け合う、地域コミュニティづくり」を推進するため、○○校区地域運営組織を設立することを目的とする。

（対象区域）

第3条 本会の活動の対象とする区域は、○○小学校区の範囲とする。

（事業）

第4条 準備会は、第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

（1）○○校区地域運営組織の組織、運営方法に関すること

（2）対象区域内で活動する団体間の情報共有・相互理解の促進に関すること

（3）対象区域における「支え合い、助け合い」による地域運営の企画立案に関すること

（4）その他、準備会の目的を達成するために必要な事項

（構成団体）

第5条 準備会の構成団体は、別表のとおりとする。

2 新たな団体を構成団体とする場合は、総会の承認を必要とする。

（組織）

第6条 準備会に総会、役員会を置く。

（総会）

第7条 総会は、第5条に定める構成団体から推薦された者（以下「構成員」という。）により構成する。ただし、各構成団体が推薦できる者は〇名以内とする。

2 総会は会長が必要と認めるときに召集する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

3 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

（1）以下に記載する準備会の運営に関すること

ア 予算、事業計画の決定

イ 決算、事業報告の承認

ウ 役員を選出

エ 新たな構成団体の承認

(2) 地域運営組織の設立に関すること

(3) その他、準備会の活動を行う上で必要な事項

5 総会の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決める。

6 構成員が総会に出席できない場合は、その権限の行使を当該構成員が所属する構成団体の他の会員に委任することができる。

(役員会)

第8条 役員会は、第10条に規定する役員、前条第1項に規定する構成員及び構成団体の会員等で参加を希望し会長の承認を得た者をもって構成する。

2 役員会は、原則として毎月開催する。

3 役員会は、役員会の構成員の過半数の出席をもって成立する。

4 役員会は、総会に付議する事項に関すること、総会で決議された事項の実施に関すること、その他準備会の活動に関する事項について協議するとともに、構成団体の活動内容等に関する情報交換、意見交換及び連絡調整等を行う。

(事務局)

第9条 準備会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局は、事務局長1名と事務局員で構成する。

3 事務局長は会長が指名し、総会で承認する。

4 事務局員は、関係機関の職員及び校区内の住民の中から会長が任命する。

5 事務局の職務は以下のとおりとする。

(1) 準備会の運営に関すること

(2) ○○校区との連絡調整に関すること

(3) 構成団体との連絡調整に関すること

(4) その他会長が必要と認めること

(議事録)

第10条 総会及び役員会の議事については、議事の概要等を記載した議事録を作成する。

2 対象校区内の住民が前項の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く

(1) 会長1名

(2) 副会長○名

(3)・・・○名<(例)事務局長など>

(○) 会計○名

(○) 監事○名

2 役員は、構成員の中から、総会での議決を経て選出する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は準備会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- (○)・・・<(例) 事務局長は準備会の運営に伴う庶務を総括する。>
- (○) 会計は、準備会の運営に伴う経理事務を担当する。
- (○) 監事は、準備会会計の会計監査を行う。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、準備会の解散までとする。

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第16条 本会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 対象区域内の住民が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第17条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、構成員に報告する。

(規約の改正)

第18条 この規約を改正するときは、総会において議決を得なければならない。

(解散)

第19条 本会は、第2条に定める目的達成の日をもって解散する。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表(第5条関係)

構成団体名	
〇〇自治会	民生児童委員協議会
〇〇自治会	体育振興会
〇〇地区社会福祉協議会	

2 ○○校区地域運営協議会規約（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、○○○○（以下「まちづくり協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 まちづくり協議会は、○○校区に暮らす住民自らが、地域の現状や課題を把握し、行政と協働してまちづくり活動を行うことにより、誰もが地域への愛着と誇りを持ち、生き生き安心して暮らしていける「支え合い、助け合う、地域コミュニティ」の実現を目指すことを目的とする。

（事務所）

第3条 まちづくり協議会は、事務所を○○公民館（新居浜市○○）に置く。

（区域）

第4条 まちづくり協議会の活動区域は、○○小学校区の区域とする。

（構成）

第5条 まちづくり協議会は、○○校区に居住する住民、○○校区で活動する各種団体、事業所等をもって構成する。

（事業）

第6条 まちづくり協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）地域コミュニティ、住民交流及び広報に関すること
- （2）健康、福祉及び子育て支援に関すること
- （3）安全で安心なまちづくりに関すること
- （4）環境の保全及び改善に関すること
- （5）教育、生涯学習、文化及びスポーツの推進に関すること
- （6）青少年の健全育成に関すること
- （7）まちづくり協議会の組織及び運営に関すること
- （8）その他目的達成に必要な事項に関すること

（組織）

第7条 まちづくり協議会に、総会、役員会及び専門部会を置く。

第2章 役員等

（役員）

第8条 まちづくり協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名

- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 部会長 (各部会1名)
- (6) 監事 2名

2 まちづくり協議会の役員は、総会の承認を得て、決定する。

(役員職務)

第9条 会長は、まちづくり協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、もしくは、その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 事務局長は、まちづくり協議会の事務を統括する。

4 会計は、まちづくり協議会の会計事務を担当する。

5 部会長は、部会を統括し、事業の企画、運営を行う。

6 監事は、まちづくり協議会の会計の執行状況を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 まちづくり協議会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。

3 顧問は、会長の求めに応じて助言する。

(代議員)

第12条 まちづくり協議会に、代議員を置く。

2 代議員は、別表に定める団体等から推薦又は選出されたものを代議員とする。ただし、各団体から推薦又は選出できる人員は0名、公募委員は0名以内とする。

3 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。

4 代議員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 欠員により選出された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会)

第13条 総会は、まちづくり協議会の最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、まちづくり協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、代議員制として、代議員をもって構成する。

- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 4 通常総会は、原則として年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたと
き又は代議員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。
- 5 総会の議長は、総会において代議員のうちから選出する。
- 6 総会は、委任状を含めた代議員の3分の2以上の出席により成立するもの
とする。
- 7 総会の議事は、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。
- 8 定期総会の開催が困難な状況が発生したときは、書面決議をもって承認す
ることができるものとし、出席者数による成立要件及び議決に関する規定に
ついては、前2項の規定を準用する。
- 9 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画、予算の決定に関すること
 - (2) 事業報告、決算の承認に関すること
 - (3) 役員を選出に関すること
 - (4) 規約の制定、改正及び廃止に関すること
 - (5) その他、重要事項に関すること(総会の公開)

第14条 総会は、公開を原則とする。

第4章 役員会等

(役員会)

- 第15条 役員会は、総会に付議する事項及びまちづくり協議会の運営に関す
る事項を審議決定する。
- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、部会長により構成し、会長が必
要に応じ招集し、議長となる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、監事は役員会に出席することができる。
 - 4 役員会は、役員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立するも
のとし、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決す
るところによる。

(専門部会)

- 第16条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するもの
とし、次の専門部会を置く。
- (1) ○○部会 (2) ○○部会 (3) ○○部会 (4) ○○部会
 - 2 専門部会には、部会長、副部会長及び部員で構成するものとする。
 - 3 副部会長は、部会員の中から選出するものとし、部会長を補佐し、部会長が
事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を

代行する。

- 4 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、事業の実施のほか、事業計画及び予算、実績報告及び決算等について協議を行う。

(企画委員会)

第17条 各専門部会間における必要な連絡調整を行うため、企画委員会を置くことができる。

- 2 企画委員会は、各部会長等で構成され、事業の実施等における必要な連絡調整を行う。

(事務局)

第18条 まちづくり協議会の円滑な運営を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長1名と事務局員で構成する。
- 3 事務局長は、会長が指名し、総会の承認を得て決定する。
- 4 事務局員は、会長が任命する。
- 5 事務局の職務は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) まちづくり協議会の運営に関すること
- (2) 構成員及び関係機関との連絡調整に関すること
- (3) その他会長が必要と認めること

第5章 会計

(会計)

第19条 まちづくり協議会の運営等に係る経費は、交付金、補助金、協賛金、寄附金及びその他収入をもって充てる。

- 2 まちづくり協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 まちづくり協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき会長が作成し、役員会の審議を経て、総会の承認を得て決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていないときには、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

第6章 雑則

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会において委任状を含め、出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができないものとする。

(監査)

第21条 会長は、事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成して会計

帳簿とともに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果を総会で報告する。

(会計帳簿の整備)

第22条 まちづくり協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する書類を整備する。

(情報公開)

第23条 会長は、まちづくり協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

2 第5条に定める構成員による文書及び会計帳簿の閲覧の請求があったときには、正当な理由がない限り、これを認めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第24条 まちづくり協議会が各種事業を執行するために集めた個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第25条 この規約に定めるもののほか、まちづくり協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 本協議会の設立時における出席者数による成立要件及び議決に関する規定については、第13条の規定にかかわらず、第5条に定める構成員かつ設立総会に出席する者を代議員とみなし、議案の議決を行うものとする。

別表(第12条関係)

団体名
〇〇自治会
〇〇公民館
社会福祉協議会〇〇支部
〇〇校区民生児童委員協議会
〇〇校区見守り推進員連絡協議会
・・・
・・・
・・・
・・・